生徒心得

私たちは、「本校教育の方針」と「生徒指導の重点」に掲げるところに則り、常に生徒としての本分を尽し、日々自己の育成に努めるよう、次のことを心得たい。

(1) 生活の信条

1．心身の健全に努め、真面目で理性的でしかもうるおいを持ち、清く高く明るくありたい。
2．態度、行動は端正温和にしてたしなみを忘れないようにしたい。
3．率直に簡明で行きとどいた、正しくうつくしい言葉を使うように注意したい。
4．服装は学習生活にふさわしいものとし、質素清潔を心がけたい。
5．何びとに対しても人格を敬重し、礼儀を正しくし、相手に快い感じを与えるよう心がけたい。
6．自己の意志は、常にはっきり表すことが必要である。徒らに付和雷同せず自己に忠実でありたい。
7．友人との交際には相手の人格と意志を尊重することが必要である。一方的に強要するものではない。交際は常に健全で、互いに美点を助長しあい、互いの向上に協力しあうものでありたい。
8．何事によらず問題があれば先生や保護者に相談しよう。また、日常の学校内外の生活についても話しあうことが望ましい。

(2) 諸 規 則

Ⅰ 登下校

1．始業時刻　予鈴８時 30 分、開始８時 35 分。
2．下校時刻　３月１日から 10 月末までは 18 時 00 分、11 月から２月末までは 17 時 00 分とする。
3．登下校時には交通道徳をよく守り、事故を起こさぬよう注意すること。
4．登校後は授業終了まで外出しないこと。やむを得ない用事で外出する時は、学年・学級担任の許可を受けること。
5．自転車通学は原則として禁止する。ただし、自宅より最寄り駅までの利用に限り、自転車利用届の申請により許可をする。

Ⅱ 諸 届

1．姓名、現住所、保護者、保証人等の変更や異動が生じた場合は、速やかに学年・学級担任に報告し、校長に届け出ること。
2．校内、校外を問わず行事に参加する場合または集会を開く場合は、教頭・生徒指導部の許可を得ること。
3．アルバイトをすることは原則的に禁止する。ただし、家庭の経済的事情等により必要な場合は、学年・学級担任、生徒指導部の審議を経て、校長が許可をする。
4．運転免許取得については、安全第一・学業専念のため禁止とする。ただし、以下の場合のみ特例として同意書が発行されることがある。
　① 家業等で、生徒が運転に従事しなければ、家業が成り立たない等の特別な事情がある場合。
　② ３年生で就職が内定し、その条件として運転免許証が必要な場合。
5．掲示、貼紙、陳列、配布などを行う場合は、生徒指導部の許可を得ること。掲示物などはすべて所定の場所に行い、指定の期限が終了すれば、当事者が速やかに撤去すること。

Ⅲ 服装、頭髪などについて

1．通学時及び校内における服装、頭髪は自由とする。ただし、清楚清潔を旨とし、学習生活にふさわしいものであるよう心がけること。
　ただし、以下のものについては、上記の趣旨に反するものとして、特に禁止する。
　① 標準服の極端な変形や加工
　② パーマネント、染髪など極端な頭髪の変形や加工、化粧及びピアス、ネックレス、指輪などの身体の装飾品
　③ その他、上記の趣旨に著しく逸脱すると、判断されるもの
2．下記のものを本校の標準服とする。平素の着用は、自由とするが、学校行事などで指示される場合には着用しなければならない。
3．標準服を着用している時は、指定の当該学年章を左衿、または左胸につけること。
4．各運動部競技用服装については、星陵生としての伝統を継承し品位を保つものとし、顧問と相談のうえ、各部で決定することができる。

＊男　子　　＊女 子

	地質	色	特　徴		地質	色	特　徴
学生服 上衣	サージ	黒	・一般型 ・本校制定のボタンをつける	上衣	サージ	紺	・本校制定のボタンをつける
学生服 ズボン	サージ	黒	・一般型 ・ベルトを用いる	スカート	サージ	紺	・ひだ数２８左脇をあける。ひだ内側にポケットをつける ・ベルトレスとする
				スラックス	サージ	紺	

※夏期の上着については、男子は白カッターシャツ、女子は白ブラウスとする。

Ⅳ　そ の 他

1．貴重品の保管には各自が十分に注意し、教室などに放置しないこと。授業や行事などにおいて更衣する場合、貴重品袋を利用して、紛失盗難などの事故を防ぐよう心がけること。
2．遺失・拾得・盗難があった場合は、速やかに、学年・学級担任・生徒指導部に届け出ること。
3．青少年愛護条例を遵守すること。
4．他人を思いやる心を持つこと。いやしくも、相手の人権を傷つけるような言動があってはならない。
5．法令や規則を守り、礼儀を大切にして快適な集団生活を築くとともに、善悪を正しく判断し、行動すること。
6．危険を感じたり、犯罪行為を目撃した場合は、第一に身の安全を確保すること。また、警察に速やかに連絡すること。

Ⅴ　校内諸施設の利用について

1．校舎内外の美化清掃を常に心がけ、教育環境の保全に努めること。
2．校舎や校具は大切に取り扱うこと。万一誤まって破損・亡失した時は、速やかに、学年・学級担任、または事務室に届け出ること。その状況に応じて、一部または全部の弁償をしなければならない。
3．校内の食堂を利用した際は、必ずセルフサービスを実行すること。
4．やむを得ず施錠後に退出する場合には、事務室前の最終退出口を利用すること。
5．立入禁止の表示がある場所、屋上、その他施錠してある場所には、無断で立ち入らないこと。
6．校内の施設を集会その他の目的で使用する場合は、管理責任者の承認を得る。
7．休日・祝日の校舎の利用は、原則として禁止する。
8．病気等で保健室を利用する場合は、管理責任者またはそれに代るべき職員の許可を得ること。
9．校舎内、校舎周辺でのボール類の使用を禁止する。
10. 部室は常に整理整頓を心がけること。目的外・規定時間外の使用および部員以外の使用は、禁止する。

Ⅵ　火災・地震等災害緊急時の避難行動について

1．平素より、緊急避難経路を確認しておくこと。
2．校内に設置されている、報知機・消火器・消火栓・排煙装置には、緊急に必要な場合以外は絶対に触れないこと。
3．火災報知機のベルが鳴っても、慌てず放送等の指示をよく聞いて避難すること。
4．出火の現場近くや倒壊等の恐れがある場所では、指示を待たずに、適宜判断して避難すること。
5．地震の場合は、まず大きな机等の下に身を伏せるなど、自己の身体の安全確保を図ること。
6．授業中等、近くに先生がいる場合は、その指示・誘導に従いまとまって避難すること。
7．避難の際は落ち着いて行動し、階段や出入口に殺到しないようにすること。
8．近くに病身者、負傷者・障害者がいる場合は、無事安全に避難できるよう可能な限り支援すること。
9．避難場所では、迅速に集合して人員点呼を行い、その結果をすぐに先生に報告すること。
10. 校外に避難する場合は、周辺の状況が確認されるまで待機し、指示に従って行動すること。
11. 避難後は、自らのできる範囲で救援活動等に参加すること。
12. 風水害時の登下校では、本校周辺の、高台での強風や突風・河川や水路の氾濫・傾斜地の崖崩れには、十分注意すること。